

児童相談所設置に向けた計画書（案）の概要について

区では令和 4 年 2 月の児童相談所開設に向けた準備を進めているところであるが、児童相談所を設置するにあたっての基本的な考え方、設置・運営に係る方針、準備状況等について「児童相談所設置に向けた計画書（案）」として取りまとめ、その内容について東京都と確認作業を行ってきた。今後も引き続き東京都と確認作業を行った上、厚生労働省へ政令指定申請を行う際に「児童相談所設置に向けた計画書」を提出する。

「児童相談所の設置に向けた計画書（案）」に係るこれまでの協議の経緯と概要、今後のスケジュールは下記のとおりである。

1 経緯

令和元年 8 月 30 日 東京都との確認作業（1 回目）

12 月 17 日 厚生労働省との事前協議

令和 2 年 1 月 21 日 東京都との確認作業（2 回目）

2 児童相談所設置に向けた計画書（案）の概要

別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 8 月 東京都との確認作業（3 回目）

令和 3 年 4 月 厚生労働省へ政令指定申請

8 月 政令公布

児童相談所設置に向けた計画書（案）の概要

1 計画の位置づけ

「児童相談所設置に向けた計画書」は、児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に基づく「児童相談所を設置する市」として、児童相談所を設置するにあたっての基本的な考え方、設置・運営に係る方針、準備状況等をまとめたものです。

2 総合的な支援体制の構築

区では、多様化・複雑化する子育てや教育の問題に総合的な対応を図るため、児童相談所機能を含む（仮称）総合子どもセンターを整備することとしました。

（仮称）総合子どもセンターでは、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施します。

3 運営基本方針

【基本姿勢】

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

【基本方針・取組】

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

4 開設予定日

令和 4 年 2 月 1 日

※（仮称）総合子どもセンターの開設は令和 3 年 11 月 29 日を予定しています。

5 一時保護所

厚生労働省が作成した「一時保護ガイドライン」を踏まえ、できるだけ家庭的な環境の中で子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を確保した上で、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を実施します。

6 組織体制・人員体制

(1) 組織体制

（仮称）総合子どもセンター所長

（仮称）総合子どもセンター運営課

・センター運営の全体調整、要保護児童対策地域協議会事務

- ・総合相談窓口業務、若者支援事業 等
児童福祉課（児童相談所）
- ・児童相談所関連業務全般
〔子ども特別支援課〕

（２）人員体制

法令に定める配置基準に基づき、必要な人員を配置します。

児童福祉司 20名、児童心理司 10名

一時保護所児童指導員・保育士 17名、看護師、事務職など

7 相談援助活動

（１）総合相談

養護、障害・発達、不登校、教育、性格・しつけ・適性・ひきこもり等の課題のある子ども・若者とその家族に対して、福祉、心理、教育等の専門的知識・技術を用いた総合相談を一元的に実施します。

（２）児童相談所・虐待等専門相談

区が設置する児童相談所機能と、現在の子ども家庭支援センター機能を統合、一体的に運営することにより、切れ目のない効果的な相談・支援を行います。

（３）夜間・休日の対応

夜間・休日においても電話による虐待通告や警察からの通告に迅速に対応できる態勢を整備します。

8 人材確保・人材育成

（１）人材確保

- ・子ども家庭支援センターの職員や、他自治体で研修派遣を行った職員を中心に構成します。
- ・児童相談所業務の経験者を始めとする専門職を新規に採用します。
- ・児童相談所開設当初は、高度な専門的知識や経験のある人材を任期付職員や会計年度任用職員として配置します。

（２）人材育成

- ・各地の児童相談所へ職員を派遣し、職員の養成を進めます。
- ・特別区職員研修所等で実施する研修への参加や、子ども家庭支援センターでの内部研修などにより、専門的スキルの向上を図ります。

9 社会的養護

児童福祉法の理念に合わせ、児童ができるだけ家庭に近い養育環境で継続的に養育されることができるよう、社会的養護の充実を図ります。

- ・社会的養護が必要な子どもについては里親委託を原則とします。
- ・施設での養育を必要とする子どもが、児童養護施設及び乳児院へ入所できるよう、態勢を整備します。
- ・中学校卒業後、就職などにより養護施設等を退所した子どもの支援のため、自立援助ホームが利用できるよう、態勢を整備します。